

## 第21回 奈良県政府調達苦情検討委員会 議事録

### 1 開催日時

令和元年8月22日（木） 13時30分～14時15分

### 2 開催場所

奈良県庁舎 会計管理者室

### 3 出席者

- (1) 委員 … 和田委員長、戸城委員、斎藤委員、島委員、島田委員（5名全員出席）
- (2) 事務局 … 上田会計局長、会計局総務課 林課長、上原課長補佐、中谷係長、松岡主任主査

### 4 議事等（質疑応答については6議事等概要に記載）

- (1) 会議の公開、議事録作成について
- (2) 報告
  - ・政府調達制度の概要について
  - ・奈良県政府調達苦情検討委員会規則の一部改正について
  - ・苦情処理手続の概要について
  - ・本県の特定期間調達の状況について

### 5 公開・非公開の別

公開（傍聴者 0人）

### 6 議事等概要

- (1) 開会
- (2) 委員会録音の了承
- (3) 会議成立の報告

事務局より、委員の半数以上が出席しているため、奈良県政府調達苦情検討委員会規則第6条第3項の定足数を満たし、会議が成立していることを報告した。
- (4) 挨拶（上田会計局長）
- (5) 議事

①会議及び議事録の公開

事務局から説明の後、委員長が委員に諮り、異議なく決定した。

④議事録署名委員の選出

和田委員長が、50音順により、島委員を指名した。

⑤報告

- ・政府調達制度の概要について
- ・奈良県政府調達苦情検討委員会規則の一部改正について
- ・苦情処理手続の概要について
- ・本県の特定制度契約の状況について

⑥質疑及び意見交換

- ・事務局から資料に基づき説明後、委員から次のとおり質疑及び意見交換が行われた。

斎藤委員： 欧州協定で独立行政法人が政府調達の適用対象となったということだが、欧州との取引に限って対象となるのか。

事務局： 欧州協定が政府調達に組み込まれたため、独立行政法人が調達する契約について基準額以上の契約については政府調達の対象となる。

斎藤委員： 供給者の対象は欧州の企業となるのか。

事務局： 欧州企業だけに限らない。

斎藤委員： 適用基準額について、独立行政法人も都道府県と同じ額が適用となるのか。

事務局： そのとおりである。

和田委員長： 奈良県政府調達苦情検討委員会規則の一部改正についてだが、第4条第2項第三号「委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。」の「委員会により認められたとき」というのは、議決の方法としては人事（委員の罷免）に関わるものであるが、通常の議決方法（奈良県政府調達苦情検討委員会規則第6条第4項「委員会の議事は、委員長を含む出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。」）によるものと解してよいか。

人事に関わる案件については、通常案件より厳しい要件、例えば出席数の3分の2であるとか、本人を除く全員の賛成が必要であるとかといった場合もあるが、

事務局： 特に規則に定めがないので、他の案件と同様に規則第6条4項が適用される。

戸城委員： 和田委員長が述べられた委員の罷免について、「その他委員たるに適しない非行があると認められたとき」について例示はあるのか。

事務局： 国が示している通知には具体的な例示はない。

和田委員長： 職務上の義務違反とは守秘義務に反したとかいったことが考えられる。

和田委員長： 苦情の検討結果報告書を苦情申立人と関係調達機関双方に送付するが、送付した内容について供給者側が異議申し立てできるのか。

事務局： 供給者側について定めはない。

関係調達機関側については、「奈良県政府調達に関する苦情の処理手続」九の6で「関係調達機関は、原則として、当該関係調達機関自身の決定として、正当に申し立てられた苦情に係る委員会の提案に従うものとする。関係調達機関は、提案に従わないとの判断を行った場合には、提案書を受領した日の翌日から起算して十日（公共事業に係る苦情申立てについては、六十日）以内に理由を付けて委員会に報告しなければならない。」となっている。

和田委員長： 苦情案件について、地方公共団体では受理しても不認可になっているが、国では契約破棄を提案し調達をやり直す事例も見受けられる。

事務局： 「奈良県政府調達に関する苦情の処理手続」六の2では「委員会は、原則として、契約の締結日の翌日から起算して十日以内に行われた苦情の申立てについては、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約執行を停止すべきである旨の要請を、速やかに書面により行う。」となっており、契約の執行を停止することができる。

斎藤委員： 地方公共団体の苦情申立てで、防災ヘリに関わる苦情は同じ業者が申し立てているのか。

事務局： 多くは同じ業者になっている。

和田委員長： 他に質問・意見がなければ、これで終了としたい。

上記のとおり、相違ないことを確認する。

令和元年10月4日

奈良県政府調達苦情検討委員会 委員長

和田真一 

奈良県政府調達苦情検討委員会 委員

島由美子 

